

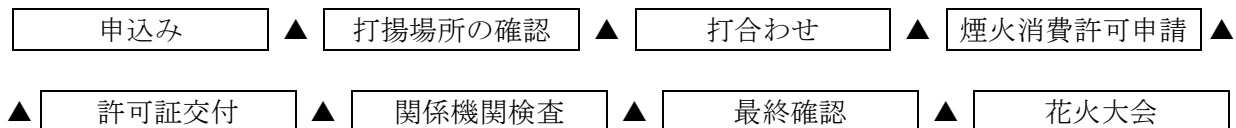
煙火消費許可申請の手引き

◇はじめに

煙火は多数の観客が鑑賞するために打ち揚げるものですから、危険予防について十分留意する必要があります。（火薬類取締法では、花火のことを煙火と言い、打ち揚げを消費と言います。）

煙火の消費に関しては、火薬類取締法施行規則第51条及び第56条の4の規定並びに公益社団法人日本煙火協会の煙火の消費保安基準を、主催者は遵守しなければなりません。このため、煙火打揚業者を交えて、事前に所轄の警察署、消防機関又は海上保安部その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じてください。

なお、次のフロー図は煙火打揚業者に依頼したときの流れで、申込みから花火大会までには、通常3箇月程度の期間が必要です。



◇事前相談・申請等の窓口

1 京都市を除く区域

向日市、長岡京市及び大山崎町の区域：京都府危機管理部 消防保安課
その他の区域：管轄する広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係

2 京都市の区域

京都市消防局予防部指導課
※手続き等については、同課保安担当（電話 075-212-6690）へお問い合わせください。

◇煙火消費の許可・届出

1 消費許可

煙火を消費しようとする場合、知事の許可を受けなければなりません。

* 経済産業省令で定められた目的で、かつ、定められた数量以下の煙火を消費しようとする場合（無許可消費数量以下の消費（施行規則第49条））に限り、許可は不要となりますが、届出が必要です。（次項の消費届）

また、消費許可に当たっては、公安委員会及び消防機関への照会並びに現地調査を必要とするため、府への申請書の提出時期は、煙火消費の日から概ね50日前までに提出するようにしてください。

なお、煙火消費許可申請手数料として、7,900円が必要です。（納付方法は[こちら](#)）

2 消費届

煙火を無許可消費数量以下で消費する場合は、消費日の2週間前までに、知事、所轄の警察署及び消防署への届出が必要です。

なお、消費に当たっては、許可と同様に消費に係る技術上の基準を守る必要があります。

(参考) 無許可消費数量 (R3. 4. 5 改正)

- ・打揚煙火 直径 14 cm 以下 (4号玉以下) 75個以下
ただし 直径 6 cm を超え 14 cm 以下 (2.5号玉、3号玉、4号玉) が 25個以下
かつ 直径 10 cm を超え 14 cm 以下 (4号玉) が 10個以下 である場合に限る
- ・仕掛煙火 炎管 200個以下

※ 無許可消費数量に該当しないものは、全て許可の取得が必要ですので、消費場所を所管する窓口にお問い合わせください。

◇煙火消費場所との距離 (安全距離)

1 煙火を消費する場合、消費する煙火の種類等に応じて、都道府県で定めた「安全距離」を確保しなければなりません。

安全距離とは、花火玉の大きさに合わせて、打揚場所 (打揚筒及び仕掛煙火の設置場所) と観客 (人の集合する場所)、通路及び建物等に対して確保すべき距離です。

市街地などで必要な安全距離が確保できない場合、打ち揚げることができる花火玉の大きさや打揚方が制限されます。

2 京都府では、消費する煙火の種類等に応じて、観客 (人の集合する場所)、通路及び建物等に対し、次の安全距離を確保する必要があります。

(規則第56条第4項第1項、煙火消費取締についての申合せ)

(1) 打揚煙火 (スターマインを含む。)

ア 垂直打ち

打揚煙火の区分	打揚地点からの安全距離 (1)	打揚地点からの安全距離 (2)
2号 (直径 6 cm)	半径 50 m 以上	—
2.5号 (// 7.5 cm)	// 80 //	—
3号 (// 9 cm)	// 80 //	—
4号 (// 12 cm)	// 100 //	半径 200 m 以上
5号 (// 15 cm)	// 120 //	// 210 //
6号 (// 18 cm)	// 200 //	// 250 //
7号 (// 21 cm)	// 200 //	// 250 //
8号 (// 24 cm)	// 250 //	// 300 //
10号 (// 30 cm)	// 300 //	—
15号 (// 45 cm)	// 350 //	—
20号 (// 60 cm)	// 400 //	—
スターマイン	スターマインに使用する煙火の各号数に対応する距離	—

(備考) 煙火の玉がら、仕切紙、焰管及び吊紐等に残火の生ずるおそれのあるものについては、打揚地点からの安全距離 (2) をとるものとする。

イ 斜め打ち

打揚地点と予想落下地点とを結ぶ直線から前号の安全距離を確保するものとする。

(備考) 予想落下地点は、日本煙火協会京滋地区会作成の算式を参考に定めるものとするが、申請者提出の科学的データに基づく資料によることができる。

また、通路、建築物等に対する開発高度については、法施行規則第56条の4第4項第8号の規定に留意すること。

(2) 仕掛煙火（スターマインを除く。）

種 類	安全距離
棒物及び綱物	仕掛の高さの2倍の距離（最低10m）
回転するもの	仕掛の高さの2倍の距離（最低10m）
炎等を吹き出すもの	炎等が到達しない距離（最低10m）
水中金魚	投げ込み位置から半径20m

(3) 小型煙火

ア 二次開発するもの

2号玉以上の打揚煙火が含まれるものについては、含まれる打揚煙火の最も大きい号数に対応する安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち揚げるものについては、斜め打ちの安全距離を確保するものとする。

その他のものについては、2号玉の安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち揚げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

イ 二次開発しないもの

炎等を吹き出すものについては、炎等が到達しない距離（最低10m）を確保するものとする。

その他のもの（乱玉・星等の放出物を内筒に入れて打ち揚げる筒物など）については、2号玉の安全距離を確保するものとする。

ただし、扇形に打ち揚げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

(4) その他

京都市内にあっては、当分の間、落下傘付煙火（夜物に限る。）は許可しない。

◇煙火消費に係る技術基準 ー保安対策ー

- 1 安全を確保するため、煙火消費の開始前から消費終了後安全確認が終了するまでの間、あらかじめ定められた危険区域内に関係人以外の者が立ち入らないよう、「立入禁止」等の立看板、柵、ロープ等の設置、警備員の配置等の措置を講じるとともに、危険がないことを確認した後で点火すること。（規則第56条の4第4項第10号）
- 2 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙やたき火など火気を使用しないこと。（規則第51条第1項第17号）
- 3 煙火の消費場所付近に消火用水等を備える等消火のための準備をすること。
消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所周辺に着火しやすい物がないか確認し、ある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防災シートで覆う等の防火措置を講じること。（規則第56条の4第1項第6号）
- 4 主催者及び煙火打揚げ業者は、開始前及び消費中の気象状況を監視すること。
強風時（強風注意報発令又は風速10m/秒以上）、火災警報発令時、豪雨時、あるいは打揚げ場所が船上の場合は波浪が激しく保安上支障がある時は、煙火の打揚げを中止すること。（規則第56条の4第4項第2号）
また、煙火の消費中、警戒に当たっている府、警察署及び消防機関は、災害防止上危険の恐れがあると認めるときは、主催者に注意を喚起し、必要な措置をとらせる。
- 5 危険区域内にある建物等の物件及び土地所有者等の同意を得た上で実施すること。
- 6 煙火の消費において火薬類を取り扱うことのできる者は、公益社団法人日本煙火協会の定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。

◇煙火消費許可申請書の提出について

- ◇ 手数料 7,900円
- ◇ 提出部数 正本1部、副本3部
- ◇ 提出期日 公安委員会及び消防本部への意見照会が必要なので、煙火消費の日から50日前までに提出してください。
なお、この期日に遅れた場合、煙火消費の日に許可手続きが完了せず、許可されないことがありますので、ご注意ください。
また、必要に応じ、主催者は、関係警察署や消防署に事前説明を行うなどし、事務手続きが円滑に行われるようにしてください。

【申請書類】

1 火薬類消費許可申請書（法第25条、規則第48条、様式第29）

《記載事項》

(1) 申請者

申請者は、煙火打揚業者ではなく、花火大会の主催者とすること。
法人にあっては、法人印（登録印）を押印すること。

(2) 火薬類の種類及び数量

”〇〇一式”などの包括的表現ではなく、煙火の種類、形態ごとの数量を記載すること。
なお、煙火の種類は、打揚煙火と仕掛煙火に大別した上、各々単体に分割して数量を記載すること。

打揚煙火は号級別とし、打揚薬（黒色火薬）はまとめて表示すること。

仕掛煙火は、棒物、滝、連発（裏打）、水上、水中、細工仕掛等に区分して、それぞれ焰管の数量又は火薬量等を表示し、スターマインについては、号級ごとに数量を記載すること。

その他の煙火（小型煙火、その他）についても、詳細に区分し、数量を記入すること。

なお、詳細を別紙として添付することとして差し支えない。

(3) 目的

「〇〇納涼花火大会」等と具体的に記載すること。

(4) 場所

消費場所の表示は、具体的な位置を特定できるように記載すること。

【例：〇〇市××地内△△川右岸河川敷◇◇橋下流0～800m地点】

（番地のある消費場所の場合は、地番まで正確に記載すること。）

なお、他法令による許可証等に記載されたものと相違ないことを確認すること。

(5) 日時

当日の天候（雷等）の影響を考え、幅を持った時間設定とすること。

また、予備日が設定されているものについては、予備日も併せて記載すること。

(6) 危険予防の方法

施行規則第56条の4に規定される煙火の消費基準の遵守方法について記載すること。

また、次の内容を記載した「危険予防措置図」も提出すること。

- ① 煙火置場、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所、火気取扱所等の配置及び距離関係（打揚煙火の最大号数による安全距離を明示すること。）
- ② 危険区域の設定、見張人及び警戒員の配置、警戒看板や縄張り等による立入禁止措置の内容
- ③ 消火及び救急体制の配置等、災害事故発生時の対処方法

【添付書類】

1 火薬類消費計画書（煙火）（細則第13条、細則別記第10号様式）

《記載事項》

(1) 消費する煙火の種類及び数量

煙火の種類ごとの数量、焰管の本数等を記載するとともに、黒色火薬、速火線及び電気導火線等についても数量を記載すること。

(2) 消費順序の概要

煙火の全消費場面の内容（種類及び数量）、点火の順序（時刻表示）等を記載すること。

なお、シナリオ、スケジュール等のまとめられたもの（プログラム）があれば、これに代えても良い。

(3) 煙火消費作業従事者の氏名及び年齢

保安教育の実施状況の確認として、煙火消費保安手帳講習会（公益社団法人日本煙火協会実施）を受講していることを確認するので、煙火消費保安手帳の写しを添付すること。

なお、従事者が多人数の場合、日本煙火協会京滋地区会による受講証明書でも良い。

2 消費場所の案内図及び消費場所付近の見取図（細則第13条）

案内図は、原則として「縮尺25,000分の1の地図」とし、消費場所付近の見取図は、概ね周囲300メートルの範囲が含まれるものとする。

なお、見取図には、次の内容を記載すること。

(1) 消費場所周辺の建築物・家屋・神社・仏閣、交通機関、道路の種類及び配置、公共施設、高架電線等との地理的關係

(2) 保安物件

保安物件は、施行規則第1条に規定されているもののほか、社会通念上安全を確保すべき全ての物件とする。

3 消費場所の詳細図

《記載事項》

煙火置場、打揚筒、仕掛煙火、火気取扱所、見張員・警戒員及び消火設備等の配置、警戒札、縄張り等による立入禁止措置の内容を、詳細に記載すること。

* 煙火置場を設置する場合はその見取図及び構造図を、打揚筒から関係人までの離隔距離が20m以内の場合は防護措置の仕様及び構造図を添付すること。

4 関係機関への手続きに係る許可書、届出書の写し（消防関係手続き、敷地使用許可等）

5 連絡体制（系統）図

6 その他関係書類（消費場所の実態、消費の概要に即して添付する。）

・ 危険予防の方法を記載した書類

例 強風その他の天候上の原因により危険の発止する恐れが生じた時、不発煙火の回収計画、事故発生時の対処方法等について明らかにしたもの

・ 打揚筒及び仕掛煙火の固定方法を記載した書面（図）

・ 打揚業者との契約書等の写し（作成している場合のみ添付する。）

◇その他留意事項

1 その他の法令に基づく許可等

公園や河川敷において煙火を消費する場合には、当該場所の使用許可証等の写しを提出すること。

なお、使用許可等が手続き中の場合（煙火消費許可申請と公園等の使用許可申請等が同時に行われている場合など）は、その申請書等の写しを提出するとともに、当該手続き完了後、速やかに許可証等の写しを提出すること。

2 同意書

危険区域内に関係権利者（保安物件の所有（占有）者）がある場合には、同意書等を添付すること。

3 緊急時の措置

事故発生時等の緊急連絡先を明らかにしておくこと。

万一、事故が発生した時は、直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報すること。

また、現場の保存と安全対策を行い、警察署に通報すると同時に、京都府にも通報すること。

4 許可を受けた内容に変更があった場合は、火薬類消費許可申請書（計画書）記載事項変更届出書（細則第15条、細則別記第12号様式）を提出すること。

なお、火薬類の種類及び数量、目的、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合は、改めて消費許可を取り直す必要がある。

5 花火大会の観衆はバラバラに集まり、一斉に帰るので、観客の誘導、足元の安全確保に留意して、混乱のないようにすること。

また、会場の清掃、打揚現場の清掃（残火薬の有無の点検）、黒玉の回収の分担、回収方法等をあらかじめ決めておくこと。

◇煙火消費届

無許可消費数量以下の煙火を消費する場合は法第25条の規定による火薬類消費許可を受ける必要がないものの、京都府、警察、消防の各機関へ事前の煙火消費届の提出が必要です。

◇ 提出部数 正本1部、副本1部

◇ 提出期日 煙火消費の日から2週間前までに届出してください。

1 煙火消費届

(1) 届出者

原則として、煙火大会を主催する者。法人にあっては、法人印（登録印）を押印すること。

(2) 周囲の状況

消費場所付近の見取図で代えても良い。見取図には、次の内容を記載すること。

① 消費場所を含む市町村の中心市街地、最寄りの交通機関の駅等、道路の系統及び配置、公共施設等との地理的關係

② 保安物件は、規則第1条に規定されているものの他、社会通念上安全を確保すべき全ての物件とする。

(3) 消費する煙火の種類及び数量

無許可消費数量以下であること。

なお、無許可消費数量以下であれば、仕掛けと打ち揚げを併せて消費することができる。

改正後の無許可消費数量	
打揚煙火（観賞用）	
直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下
直径 6cm 超え、10cm 以下	
直径 6cm 以下	
仕掛煙火（観賞用）	
仕掛煙火に使用する炎管の数	200 個以下

} 25 個以下
} 75 個以下

煙火の種類については、「煙火の消費保安基準」（公益社団法人日本煙火協会編集発行）によること。

また、これらの煙火の数量、焰管の本数等を記載するとともに、黒色火薬、速火線及び電気導火線等についても数量を記載すること。

(4) 危険予防の方法

消火設備、事故時の対応策等について、詳細に記載すること。

(5) 煙火取扱従事者の氏名及び年齢

煙火取扱従事者については、原則として、煙火消費保安手帳講習会（公益社団法人日本煙火協会実施）を受講していることを確認するので、煙火消費保安手帳の写しを添付すること。

2 その他

(1) 「SFマーク」がついていないがん具煙火は、全て煙火とみなされ、消費数量に応じて、許可申請又は届出の手続きが必要となる。

(2) 提出書類を審査、検討した結果、必要に応じて現地調査を行うことがある。